

港北区太尾町における住居表示について

1 「住居表示」の目的

従来、住所の表示は土地の表示方法である「地番」を用いているために、欠番や飛び番が生じ、住所が分かりにくいところが出てきています。「住居表示」はこうした住所の表示の分かりにくさを解消し、市民生活の利便性を向上させるために、広すぎる町は適切な大きさの町に分割し、住所の表示の仕方を「〇〇△丁目 〇〇番 〇〇号」(街区方式)に改めるものです。

2 太尾町住居表示検討の概要

- (1) 港北区太尾町の住居表示については、平成 17 年に太尾町にお住まいの方からの要望を契機として、地域住民による検討委員会で検討されました。本年 1 月に開催された第 7 回住居表示検討委員会で新町名・新町界の案が決定され、この案をもとに同年 2 月 1 日に住居表示審議会に諮問し了承を得ました。
- (2) 同年 2 月 23 日に「港北区における住居表示の実施区域及び方法」等の告示を行ったところ「住居表示に関する法律」第 5 条の 2 第 2 項に基づく変更請求書が提出されました。
- (3) 住居表示実施に伴う議案に変更請求書を添えて議会に提出し、市会常任委員会において公聴会が実施された後、住居表示に関する議決が行われることとなります。

3 経 過

17年	2月23日	港北区太尾町の在住者より区長あてに実施要望
	12月～19年1月	地域住民による住居表示検討委員会（7回）
18年	5月～19年1月	住居表示実施に関する周知用全戸配布チラシ（4回）
18年	9月～10月	住居表示検討委員会による新町名に関する全戸配布アンケート
18年	9月、11月	港北区議員団会議にて事業説明等
	11月	地元説明会開催（2回）
19年	2月 1日	横浜市住居表示審議会開催
	3月26日	変更請求書の提出
	5月 9日	港北区議員団会議にて状況説明
	5月18日	住居表示に伴う議案に変更請求書を添えて議会に提出
	5月22日	市民活力推進・教育委員会にて議案説明

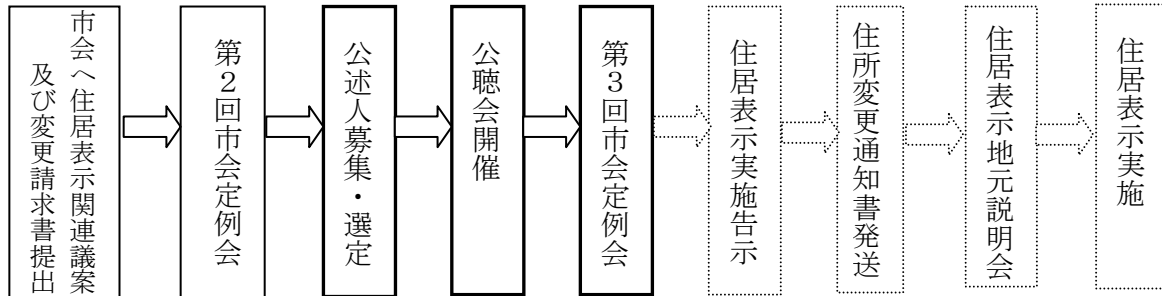
4 新町名に関するアンケート（住居表示検討委員会により、18年9月～10月に実施）

【配布数：11,870部、回答数：4,014部（回収率：33.8%）】

新 町 名	回 答 数
太尾△丁目	1,208 (30.1%)
大倉山△丁目	2,592 (64.6%)
その他	214 (5.3%)
合 計	4,014 (100.0%)

<参考>

今後の流れ（主な手続）



住居表示に関する法律（抜粋）

第5条の2第2項 前項の規定により公示された案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で市町村の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、その案に異議があるときは、政令の定めるところにより、市町村長に対し、前項の公示の日から30日を経過する日までに、その50人以上の連署をもつて、理由を附して、その案に対する変更の請求をすることができる。

第5条の2第5項 市町村長は、第2項の変更請求があった場合において、当該変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案を議会に提出するときは、当該変更の請求書を添えてしなければならない。

第5条の2第6項 市町村の議会は、第2項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案については、あらかじめ、公聴会を開き、当該処分に係る町又は字の区域内に住所を有する者から意見をきいた後でなければ、当該議案の議決をすることができない。

第5条の2第7項 市町村の議会は、第2項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案について、修正してこれを議決することを妨げない。